平成２１年（フ）第２０３１号
福岡県筑紫野市桜台２丁目21番８号
債務者　諫山　葉子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０３３号
福岡市西区姪の浜５丁目22番28―1105号
債務者　福井　伸子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０３４号
福岡市早良区飯倉７丁目29番31―308号
債務者　吉村　美希（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０３５号
福岡市南区井尻３丁目６番26―202号
債務者　中本　悟子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０３６号
福岡市東区青葉３丁目32番４号
債務者　小田　孝幸
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０４３号
福岡市東区舞松原４丁目５番935号
債務者　浜上　里美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０４５号
福岡県朝倉市杷木志波1250番地３
債務者　日野　隆広
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０４９号
福岡市城南区別府３丁目４番20―1103号
債務者　齊脇チヱ子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０５３号
福岡市中央区谷１丁目５番２号
債務者　宮本　重利
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０５５号
福岡市南区中尾１丁目24番10号
債務者　岡田　隆明
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０５７号
福岡市早良区野芥４丁目31番８―603号
債務者　寺川　　功
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０５８号
福岡市早良区野芥４丁目31番８―603号
債務者　寺川　秀子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０６２号
福岡市南区市崎２丁目14番16―203号
債務者　橋本美由紀（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０６５号
福岡県大野城市南ヶ丘１丁目２番21号
債務者　田上　規子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０７４号
福岡市南区野間１丁目17番８―203号
債務者　敷田　光代（旧姓篠田）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０８６号
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘１丁目12番４号
債務者　平田　敏光
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０８７号
福岡県前原市浦志２丁目18番７号101
債務者　近藤　智希
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０８８号
福岡県春日市惣利１丁目92番地セジュール・惣利101号
債務者　黒田麻起子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１０３号
福岡県太宰府市向佐野１丁目４番５―505号
債務者　米崎　浩一
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部